

屋外広告物の 設置には許可 が必要です

屋外広告物は、身近な情報を伝える手段として親しまれ、見る人に楽しさを与え、まちの賑わいを演出します。

しかし、屋外広告物が無秩序に氾濫すると、景観や自然環境を損なうことから、北海道では『北海道屋外広告物条例』を定め、良好な景観の形成に取り組んでいます。

問い合わせ 都市政策グループ (☎**05** 3 2 3 0)

屋外広告物とは

次の要件を全て満たしているものは営利・非営利にかかわらず『屋外広告物』に該当します。

- 常時または一定の期間、継続して表示されるもの
- 屋外で表示されるもの
- 公衆に表示されるもの

○看板や立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物・その他の工作物などに表示されるもの、またはこれらに類するもの

許可申請の手続き

屋外広告物のうち『簡易広告物』（屋外広告物の一例を参照）または、10平方メートルを超える『固定広告物』を市内に設置する場合、市の都市政策グループに申請して、許可を受ける必要があります。

許可を受けるには、申請書と見取り図などの図面のほか、手数料などが必要となります。

また、屋外広告物の許可期間は、広告物の種類に応じて定められており、許可期間満了後、引き続き広告物を設置するとき

や設置中の広告物の表示内容を変更するときも、許可申請の手続きが必要です。

許可申請の手続きに必要な書類や手数料などについて、詳しくは、市公式ウェブサイトでご確認ください。



屋外広告物の安全管理

条例では、公衆に対し、危害を及ぼすおそれがある屋外広告物の設置は禁じられており、広告物を設置する方は、補修などの必要な管理を行い、良好な状態を保持することが義務付けられています。

また、10平方メートルを超える『固定広告物』を設置する場合は、資格を有する管理者の設置が義務付けられています。

良好な景観形成に向けて

近年、北海道内で屋外広告物の落下事故が相次いで発生しています。

条例に基づき屋外広告物の設置許可を受け、適切な安全管理に努め、より良い景観形成の推進にご協力ください。

屋外広告物の一例



屋外広告物	固定広告物	
	地上広告物	木や金属など、耐久性のある材料を使用して作成され、土地に固定された状態で設置されるもの
屋上広告物	建築物の屋上や屋上の工作物に取り付けられるもの	
壁面広告物	建築物・その他の工作物の壁面に表示される、または取り付けられるもの	
簡易広告物	はり紙	紙製やビニール製などで、建築物・その他の工作物、またはこれら以外の物件に張り付けられるもの
	はり札	小型簡易なもので、建築物・その他の工作物に容易に取り外すことができる状態で取り付けられるもの
	立看板	容易に取り外すことができる状態で、建築物・その他の工作物などに立て掛けられるもの

その広告物は大丈夫？

条例に違反した場合の罰則について

許可を受けずに広告物を設置したときは50万円以下の罰金など、違反内容により罰則が適用されることがあります。

関係する法律の確認も必要となります

- 道路上に設置する場合…道路法に基づく占用許可が必要
- 高さが4メートルを超える場合…建築基準法に基づく確認申請などが必要

ご不明な点がありましたら、都市政策グループへ気軽に問い合わせください。